

資料編

資料編	1
資料 1. 用語の定義	2
資料 2. 対象とする災害の規模及び種類	4
資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理	13
1. 災害がれき発生量	13
2. ごみ発生量	24
3. し尿発生量	27
資料 4. 一次仮置場必要面積の整理	28
1. 一次仮置場必要面積	28
2. 一次仮置場必要面積【月別推移】	29
資料 5. 仮置場などのレイアウト（例）	31
1. 地区仮置場のレイアウト（例）	31
2. 一次仮置場のレイアウト（例）	34
資料 6. 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要	37
1. 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要	37
2. 廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要	38

資料 1. 用語の定義

用語	説明
(あ行)	
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場などから区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。
応急仮置場	救助活動、道路啓開などにより発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。
オープンスペース	公園などの公共空間。発災時においては、避難場所や救出救助活動拠点、応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物の仮置場などとしての利用のため、オープンスペースの確保が必要となる。
(か行)	
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉など。
片づけごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具。(粗大ごみ、廃家電など)
環境モニタリング	廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場など)における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質などについて定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。
公費解体	個人などが所有する家屋などで被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区が所有者に代わって実施する解体。
(さ行)	
災害がれき	被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物または道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物など。
災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の二に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事、区市町村長が設置する組織。
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針などを事前に定めた計画。
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法などについて記載した計画。
災害廃棄物処理指針	発災後、当該災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。
(仮称) 災害廃棄物処理行動マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式などについて整理した手引。
災害廃棄物対策指針	平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物(避難所ごみなどを含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の 6 種類とその他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくずなど 14 種類の計 20 種類の廃棄物。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物。

用語	説明
資源化物一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所。(二次仮置場に併設することを想定)
し尿	被災施設や避難所などの仮設トイレ(マンホールトイレ)からのし尿、携帯トイレ・簡易トイレによるし尿など。
生活ごみ	被災した住民の排出するごみ。
全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの(住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの)、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとされている。
(た行)	
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓、知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、環境省が策定した指針。 大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携や協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”の実現を目的としている。
地域防災計画	災害対策基本法第40条または第42条の規定に基づき、都道府県防災会議または市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。同法第110条の規定により、特別区は市とみなす。)が策定する計画。
地区仮置場	住宅地などに設置し区民が自ら片づけごみなどを搬入する仮置場。(区立公園などを利用した区民に身近な場所に設置する仮置場)
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策などのための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
(な行)	
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。(特別区内で数か所を想定)
(は行)	
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上・70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上・50%未満のもにとされている。
避難所ごみ	生活ごみのうち、避難施設で排出されるごみ。
粉じん	破碎や選別、その他の機械的処理または堆積に伴い発生飛散する物質。
(アルファベット)	
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

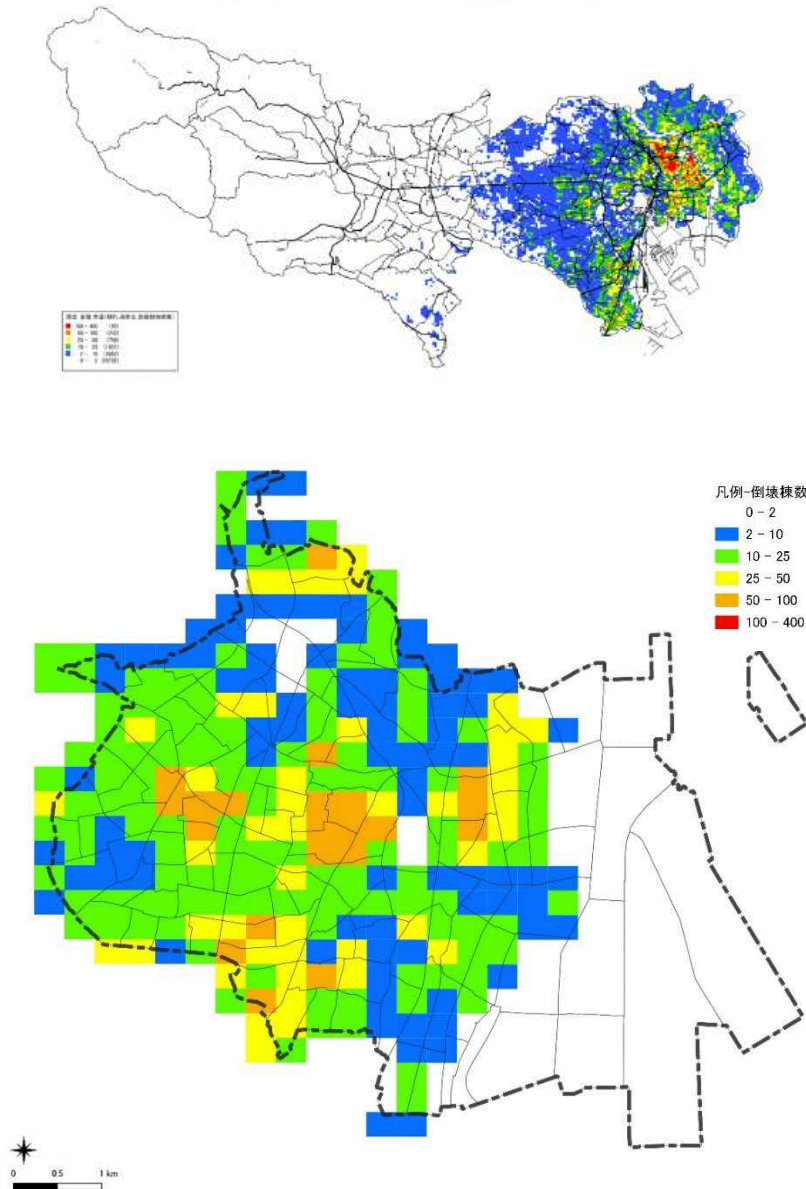
資料 2. 対象とする災害の規模及び種類

(1) 地震

被災棟数が最大となる「東京湾北部地震（風速 8 m/s・冬 18 時）」における、被害建物棟数の分布は以下のとおり。

ア. 木造全壊棟数

図表 東京湾北部地震による木造全壊建物棟数の分布



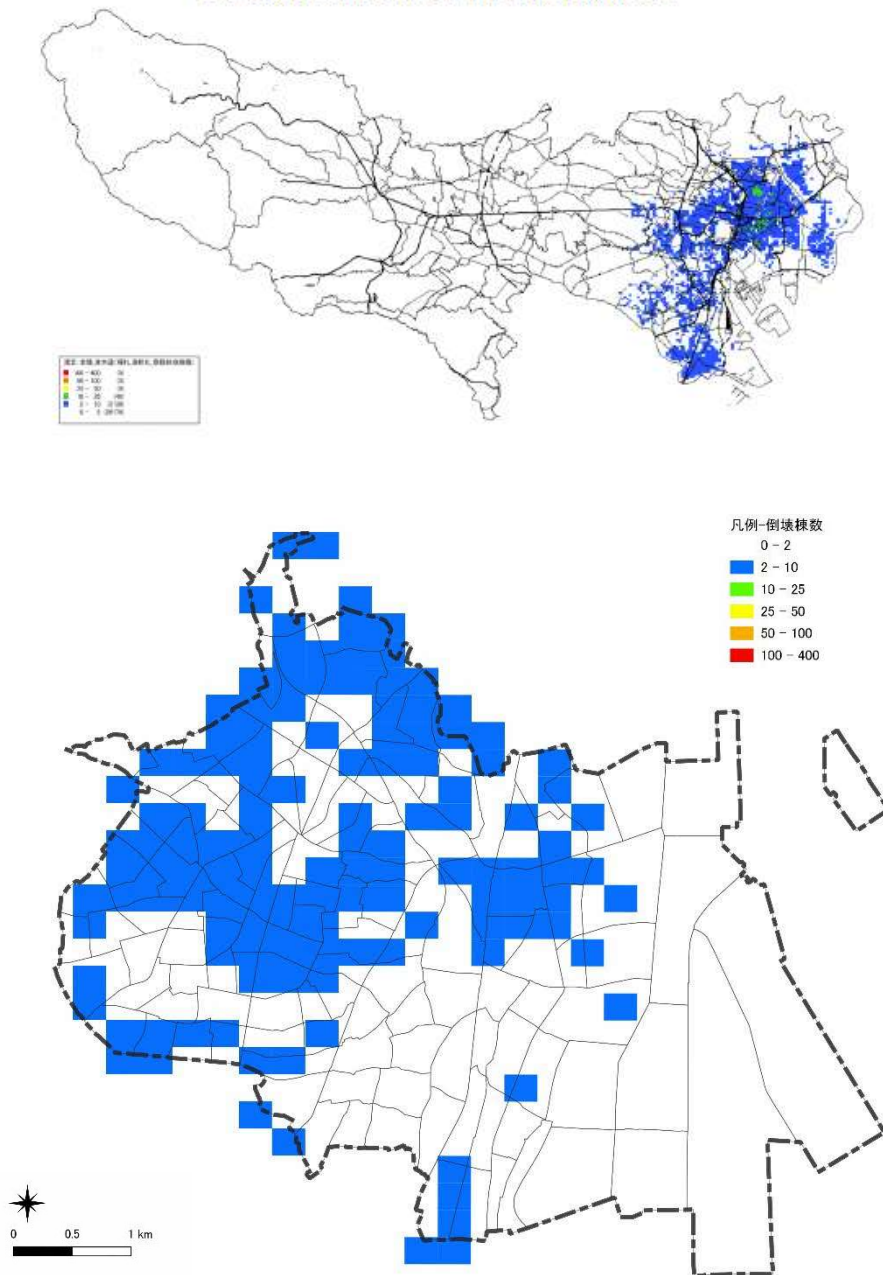
木造全壊棟数＝揺れによる全壊棟数（木造）
 ＋液状化による全壊棟数（木造）
 ＋急傾斜地崩壊による全壊棟数（木造）

図 東京湾北部地震（M7.3）木造全壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

イ. 非木造全壊棟数

図表 東京湾北部地震による非木造全壊建物棟数の分布

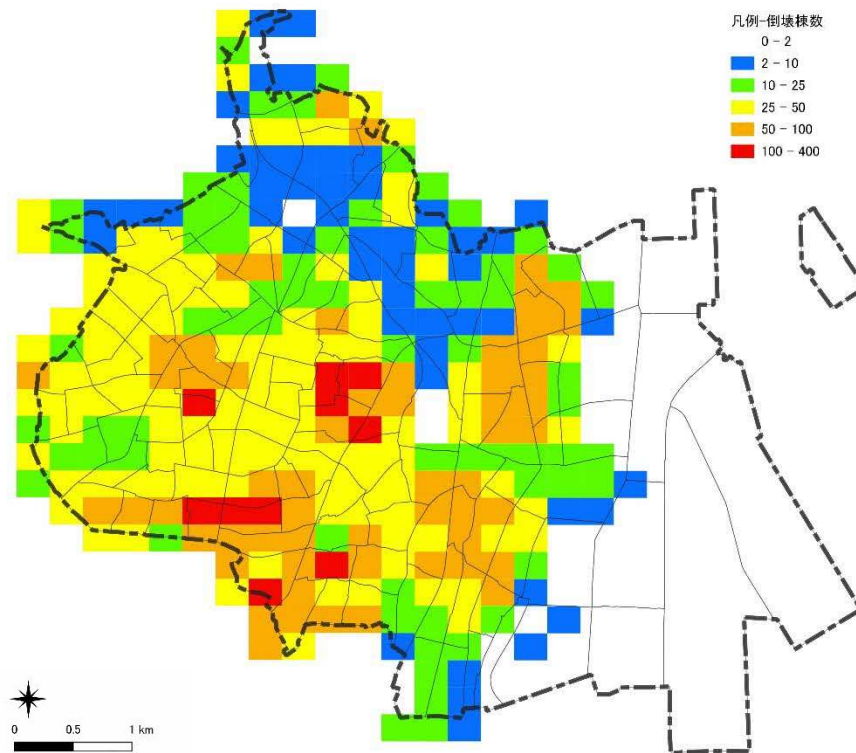


非木造全壊棟数 = 揺れによる全壊棟数 (非木造)
 + 液状化による全壊棟数 (非木造)
 + 急傾斜地崩壊による全壊棟数 (非木造)

図 東京湾北部地震 (M7.3) 非木造全壊棟数 (ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊)

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年東京都防災会議)

ウ. 木造半壊棟数

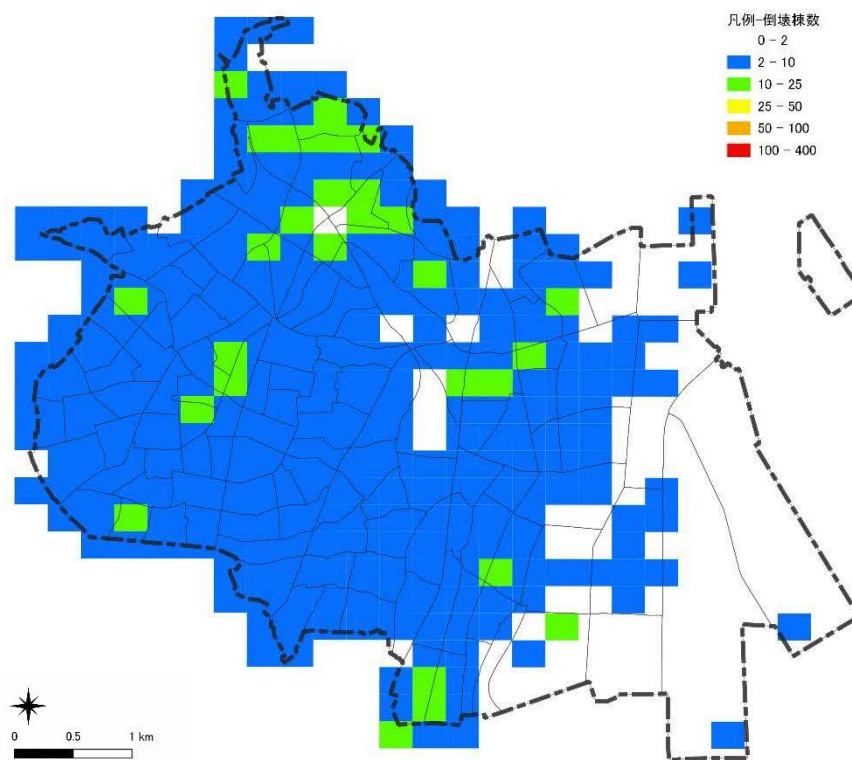


木造半壊棟数＝揺れによる半壊棟数（木造）
 ＋液状化による半壊棟数（木造）
 ＋急傾斜地崩壊による半壊棟数（木造）
 ＋揺れによる大規模半壊棟数（木造）
 ＋液状化による大規模半壊棟数（木造）

図 東京湾北部地震（M7.3）木造半壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年東京都防災会議）

工. 非木造半壊棟数



非木造半壊棟数 = 揺れによる半壊棟数 (非木造)
+ 液状化による半壊棟数 (非木造)
+ 急傾斜地崩壊による半壊棟数 (非木造)
+ 揺れによる大規模半壊棟数 (非木造)
+ 液状化による大規模半壊棟数 (非木造)

図 東京湾北部地震 (M7.3) 非木造半壊棟数 (ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊)

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年東京都防災会議)

才. 焼失棟数（冬 18 時、風速 8 m）

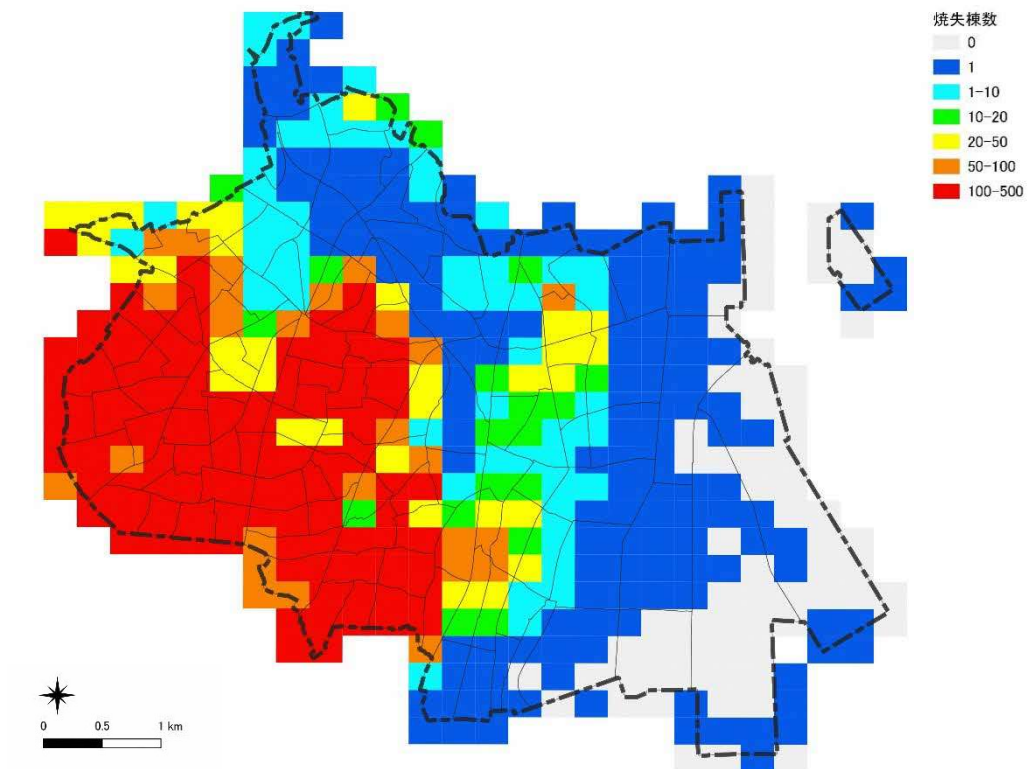
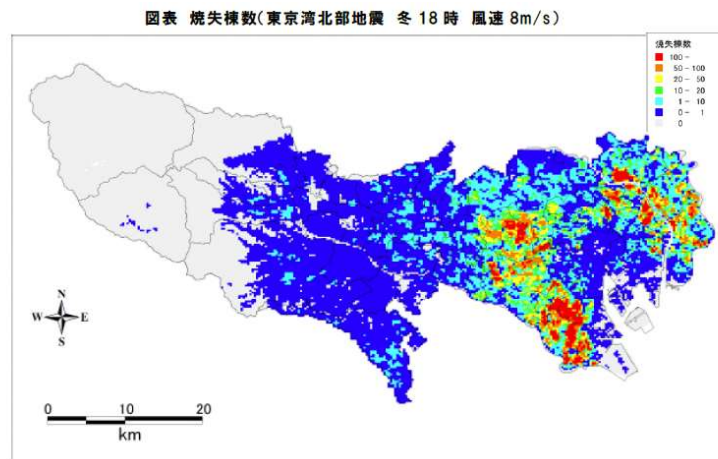


図 東京湾北部地震（M7.3）焼失棟数（冬 18 時、風速 8 m）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

カ. 津波による浸水状況

「品川区津波ハザードマップ」における、津波による浸水状況は以下のとおり。

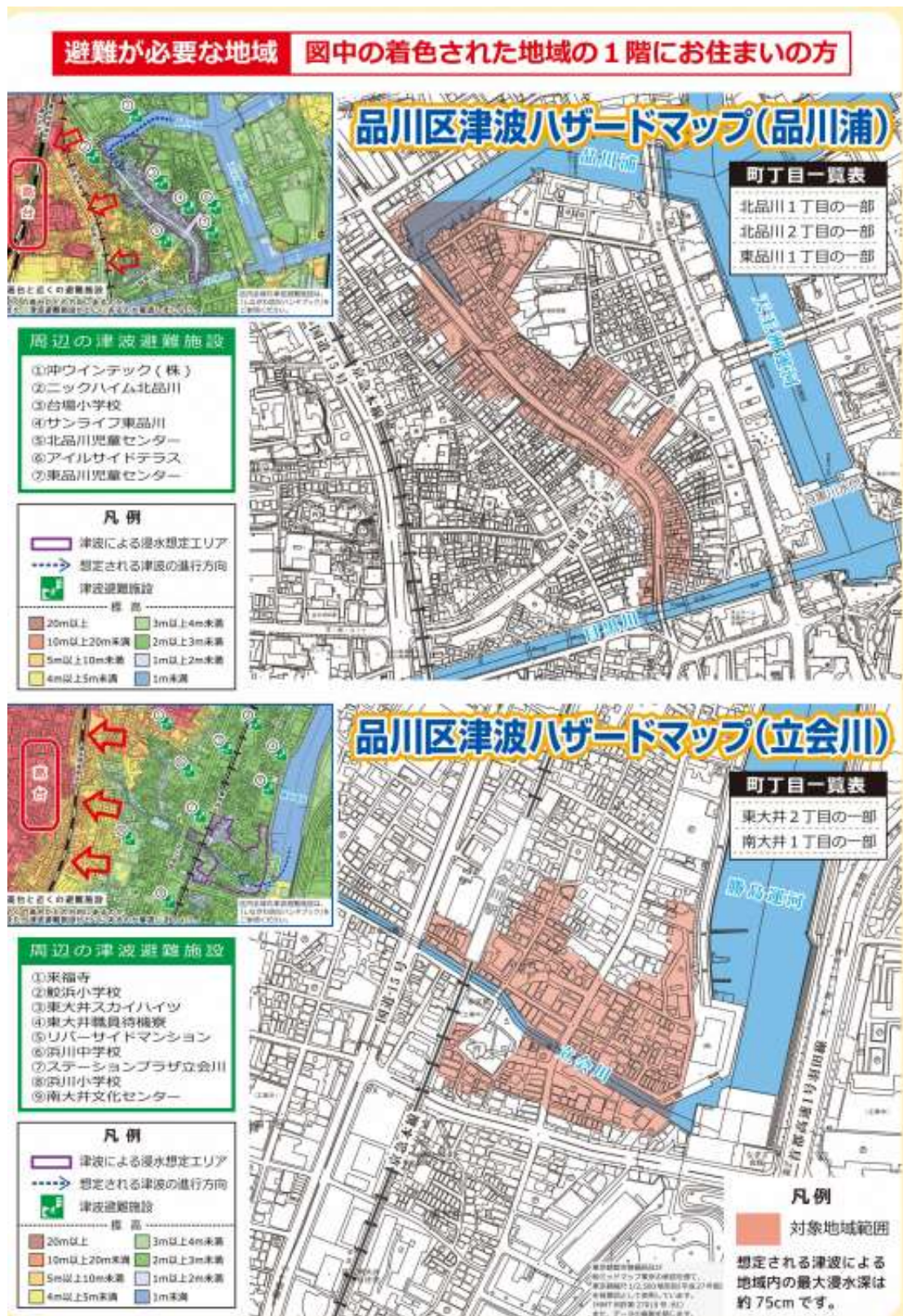


図 品川区津波（品川浦・立会川）ハザードマップ

(2) 風水害

「品川区ハザードマップ」における、各条件の浸水状況は以下のとおり。

ア. 想定最大規模の降雨による浸水

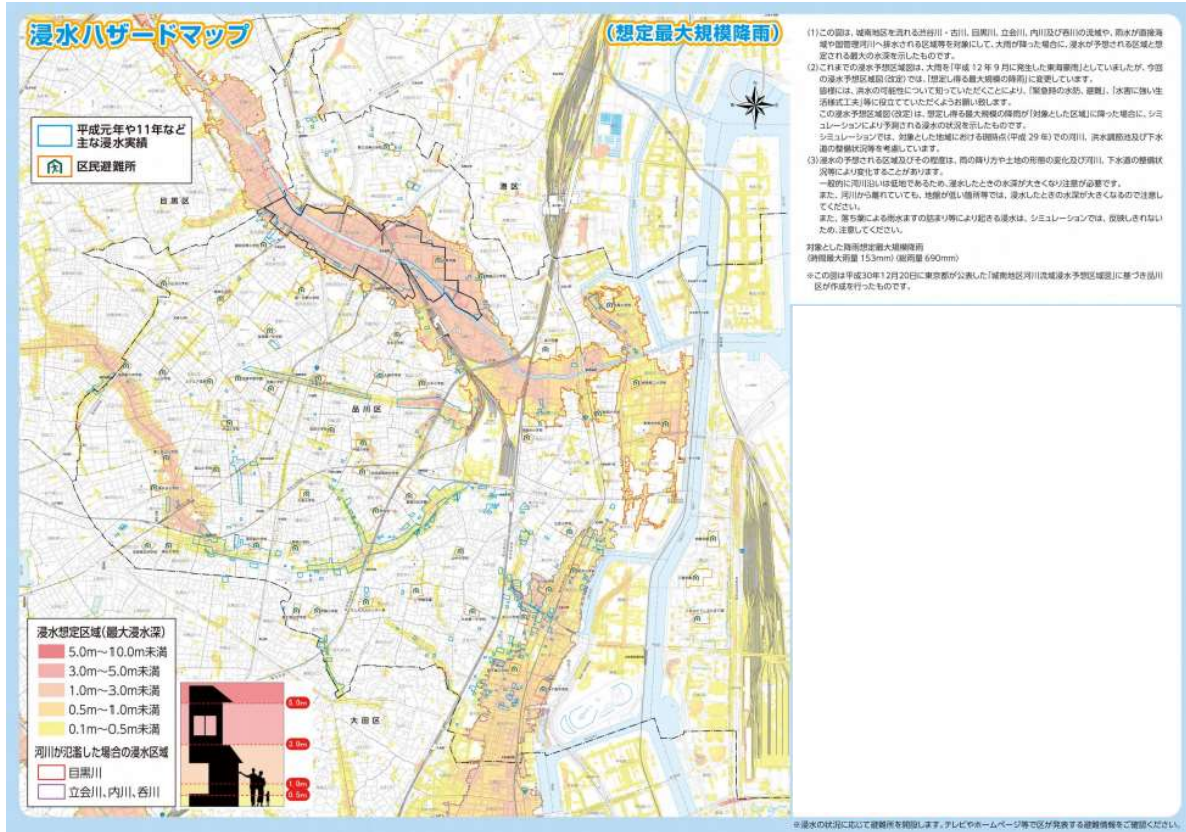


図 品川区浸水ハザードマップ (想定最大規模降雨)

条件：総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm

エ. 想定最大規模の高潮による浸水想定

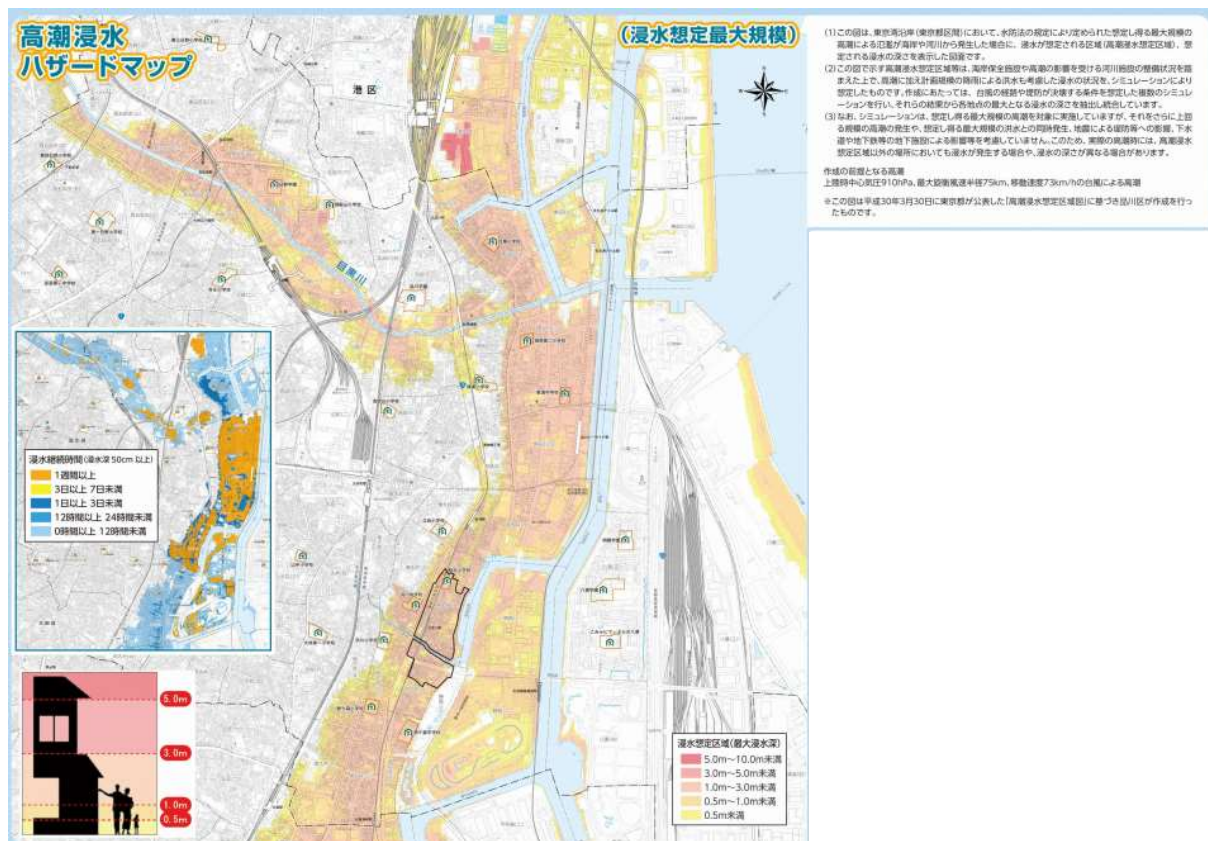


図 品川区高潮浸水ハザードマップ

条件：室戸台風級 910hPa

資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理

1. 災害がれき発生量

(1) 地震

■地震による災害がれき発生量の推計式

地震災害時の災害がれき発生量【全体】[t]

$$= \text{① 1棟当たりの発生量（木造）} [t/\text{棟}] \times \text{②（木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2） [\text{棟}] \\ + \text{① 1棟当たりの発生量（非木造）} [t/\text{棟}] \times \text{②（非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2） [\text{棟}] \\ + \text{① 1棟当たりの発生量（焼失）} [t/\text{棟}] \times \text{②焼失棟数} [\text{棟}]$$

地震災害時の災害がれき発生量【種類別】[t]

$$= \text{① 1棟当たりの発生量（木造）} [t/\text{棟}] \\ \times \text{②（木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2） [\text{棟}] \times \text{③木造種類組成} [\%] \\ + \text{① 1棟当たりの発生量（非木造）} [t/\text{棟}] \\ \times \text{②（非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2） [\text{棟}] \times \text{③非木造種類組成} [\%] \\ + \text{① 1棟当たりの発生量（焼失）} [t/\text{棟}] \times \text{②焼失棟数} [\text{棟}] \times \text{③焼失種類組成} [\%]$$

出典：東京都災害廃棄物処理計画

■地震による災害がれき発生量の推計値

表 地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値

建物区分	被害区分	被害棟数 [棟]	災害がれき発生量 [t]						災害がれき体積 [万m ³]
			【全体】	【種類別】					
				コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物	
木造	全壊	4,775	282,190	134,040	57,567	3,951	10,723	75,909	536,162
	半壊	9,349	276,254	131,221	56,356	3,868	10,498	74,312	524,883
	焼失	21,418	486,183	286,362	24,795	8,265	4,862	162,385	923,747
非木造	全壊	556	346,204	294,620	1,731	24,234	3,116	22,157	221,571
	半壊	1,650	514,195	437,580	2,571	35,994	4,628	32,908	329,085
合計		37,747	1,905,027	1,283,823	143,020	76,311	33,826	367,672	2,535,448

※ 被災棟数は、「資料2 (1) 地震 ア～オ：被害建物棟数の分布（首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年東京都防災会議）」より推計。

※ 災害がれき体積は、「災害がれき発生量【全体】」と、「④建物区分ごとの単位重量あたりの体積」から推計。

※ 端数処理により、全体量は種類別量の合計と一致しない場合があります。

【数的根拠】

① 1棟当たりの発生量：

木造：59.1[t/棟]、非木造 623.1[t/棟]、焼失 22.7[t/棟]

出典：東京都災害廃棄物処理計画

②各被害棟数（全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数）：

表「地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値」参照

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」

③ 1棟あたりの災害がれきの種類組成

表 1棟あたりの災害がれきの種類組成

建物区分	災害がれきの種類組成[%]				
	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

出典：東京都災害廃棄物処理計画

④建物区分ごとの単位重量あたりの体積：

木造：1.9 (m³/t)、非木造 0.64 (m³/t)、焼失 1.9 (m³/t)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（平成24年東京都防災会議）

＜参考 地震災害時の災害がれき体積【種類別】の推計＞

■地震による災害がれき体積【種類別】の推計値

表 地震災害時の災害がれき体積【種類別】[単位：万m³]

コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物	合計
63.0	26.0	6.8	3.4	36.8	136.0

※「災害がれき発生量【種類別】」と、「⑤種類別の単位容積重量」より算定。

※「地震災害時の災害がれき体積【種類別】」の推計方法は、表「地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値」の「災害がれき体積」の推計方法と異なるため、推計結果は一致しない。運搬などの検討のための参考値として推計したものである。

【数的根拠】

⑤種類別の単位容積重量

	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物
単位容積重量[t/m ³]	1.48	0.55	1.13	1	1

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

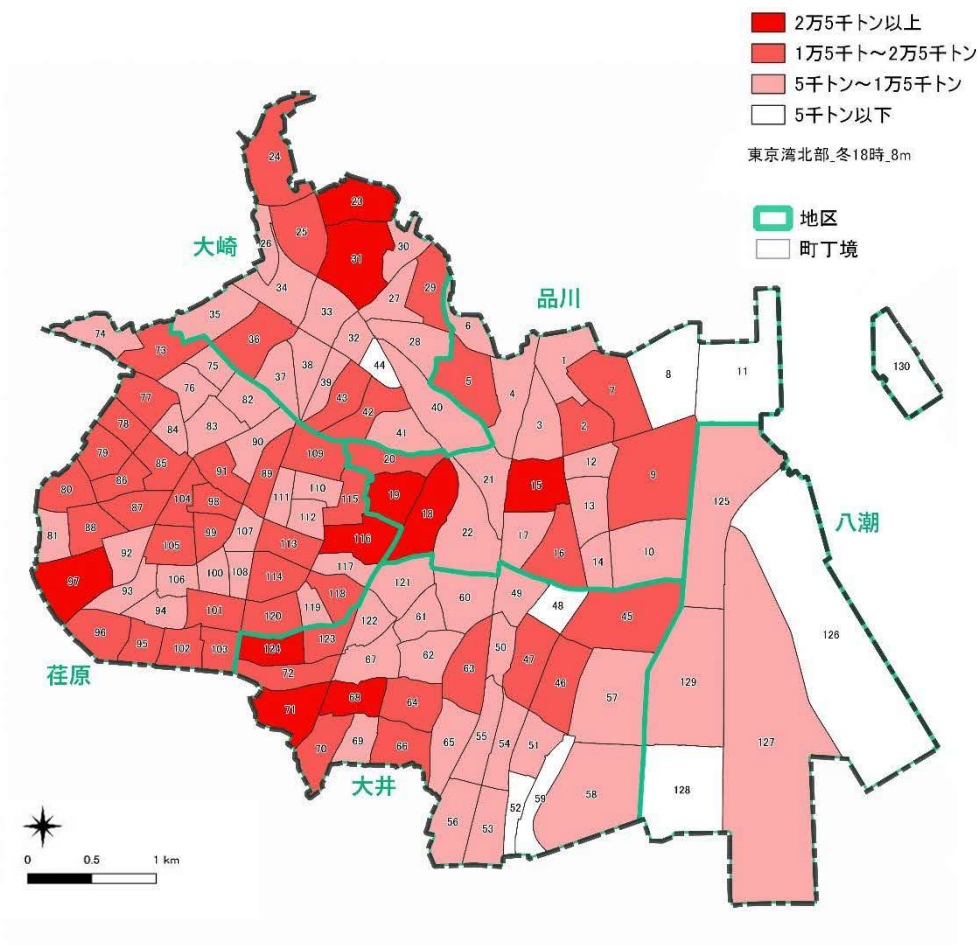


図 地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】
東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）

表 地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】[単位：トン]

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
1	北品川1丁目	12,130	8,627	897	587	227	1,785
2	北品川2丁目	20,058	12,888	2,113	751	462	3,838
3	北品川3丁目	12,168	8,819	849	619	223	1,649
4	北品川4丁目	6,875	5,140	386	372	112	862
5	北品川5丁目	15,981	12,136	831	897	252	1,853
6	北品川6丁目	5,792	4,329	345	316	98	699
7	東品川1丁目	21,731	15,139	1,807	1,010	438	3,325
8	東品川2丁目	3,962	3,101	163	237	56	402
9	東品川3丁目	20,544	15,855	903	1,186	298	2,287
10	東品川4丁目	9,873	7,528	509	561	156	1,111
11	東品川5丁目	3,830	3,257	20	268	35	246
12	南品川1丁目	11,387	7,779	979	499	231	1,893
13	南品川2丁目	14,789	9,521	1,605	565	351	2,741
14	南品川3丁目	5,744	4,016	482	271	117	854
15	南品川4丁目	31,049	21,100	2,827	1,359	660	5,088
16	南品川5丁目	17,405	11,138	1,962	661	426	3,212
17	南品川6丁目	14,562	9,670	1,450	604	328	2,503
18	西品川1丁目	28,981	17,758	3,405	941	712	6,161
19	西品川2丁目	34,280	20,473	3,710	943	759	8,399
20	西品川3丁目	20,952	13,678	1,538	733	350	4,653
21	広町1丁目	14,951	11,363	767	840	234	1,736
22	広町2丁目	9,220	6,401	769	424	186	1,435
23	上大崎1丁目	28,144	20,150	2,078	1,393	531	3,976
24	上大崎2丁目	20,540	15,775	998	1,183	315	2,254
25	上大崎3丁目	22,939	17,784	1,026	1,346	339	2,428
26	上大崎4丁目	5,191	4,191	144	329	64	458
27	東五反田1丁目	11,914	9,483	406	736	158	1,122
28	東五反田2丁目	10,831	8,584	389	664	146	1,039
29	東五反田3丁目	16,556	12,343	1,003	898	283	2,018
30	東五反田4丁目	9,922	7,458	563	546	164	1,184
31	東五反田5丁目	27,675	22,060	920	1,714	363	2,595
32	西五反田1丁目	5,810	4,570	222	350	80	582
33	西五反田2丁目	8,010	6,685	109	541	82	585

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
34	西五反田3丁目	11,355	9,268	260	735	131	950
35	西五反田4丁目	14,029	10,339	738	717	213	2,015
36	西五反田5丁目	16,268	12,097	967	873	273	2,047
37	西五反田6丁目	10,253	7,065	912	468	217	1,586
38	西五反田7丁目	8,084	5,979	474	425	133	1,067
39	西五反田8丁目	5,055	3,630	265	236	73	848
40	大崎1丁目	11,495	8,899	509	671	168	1,239
41	大崎2丁目	14,668	9,775	1,172	573	272	2,873
42	大崎3丁目	20,182	12,896	1,715	677	377	4,517
43	大崎4丁目	15,120	10,122	1,010	571	240	3,177
44	大崎5丁目	3,907	2,876	229	202	64	533
45	東大井1丁目	16,436	11,766	1,238	817	315	2,288
46	東大井2丁目	17,255	11,783	1,528	762	360	2,815
47	東大井3丁目	17,601	11,460	1,729	675	384	3,349
48	東大井4丁目	4,979	3,463	407	229	99	778
49	東大井5丁目	8,589	5,964	707	394	171	1,349
50	東大井6丁目	9,205	5,793	981	319	210	1,901
51	南大井1丁目	7,994	5,583	651	373	159	1,224
52	南大井2丁目	2,579	2,059	84	160	33	241
53	南大井3丁目	11,348	8,986	411	694	154	1,093
54	南大井4丁目	11,191	7,885	789	519	199	1,793
55	南大井5丁目	12,140	8,385	926	535	225	2,065
56	南大井6丁目	14,013	11,095	487	854	185	1,381
57	勝島1丁目	7,600	5,764	399	426	120	885
58	勝島2丁目	6,919	5,753	105	464	73	517
59	勝島3丁目	1,275	977	62	73	20	142
60	大井1丁目	14,035	9,472	1,239	593	288	2,438
61	大井2丁目	9,439	6,005	791	309	173	2,161
62	大井3丁目	12,970	8,150	1,154	412	248	3,007
63	大井4丁目	15,811	10,031	1,590	551	344	3,293
64	大井5丁目	21,792	13,397	1,892	617	398	5,493
65	大井6丁目	11,529	7,424	918	391	204	2,593
66	大井7丁目	19,154	11,839	1,425	521	303	5,074
67	西大井1丁目	14,833	9,367	1,261	473	273	3,460

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
68	西大井2丁目	25,539	14,952	2,733	629	549	6,682
69	西大井3丁目	13,602	8,266	1,118	353	232	3,638
70	西大井4丁目	24,189	14,728	2,386	695	496	5,886
71	西大井5丁目	28,128	17,312	2,835	860	596	6,527
72	西大井6丁目	23,002	13,872	2,525	669	521	5,416
73	小山台1丁目	17,408	12,121	1,193	769	298	3,021
74	小山台2丁目	8,435	6,162	471	423	132	1,243
75	小山1丁目	6,043	4,122	436	251	105	1,128
76	小山2丁目	12,151	8,116	895	468	210	2,460
77	小山3丁目	20,661	14,641	1,229	943	324	3,517
78	小山4丁目	15,049	9,889	923	514	216	3,509
79	小山5丁目	21,565	14,073	1,358	719	314	5,104
80	小山6丁目	22,398	14,180	1,597	675	350	5,601
81	小山7丁目	12,215	8,009	791	419	183	2,814
82	荏原1丁目	11,137	7,959	797	544	204	1,626
83	荏原2丁目	14,551	10,120	968	636	243	2,580
84	荏原3丁目	10,312	7,008	726	419	175	1,983
85	荏原4丁目	23,025	14,672	1,964	765	430	5,195
86	荏原5丁目	17,394	11,256	1,113	561	254	4,213
87	荏原6丁目	18,979	12,255	1,261	613	286	4,568
88	荏原7丁目	18,697	12,095	1,159	596	265	4,587
89	平塚1丁目	16,278	11,035	1,341	685	316	2,896
90	平塚2丁目	13,394	9,874	764	694	215	1,838
91	平塚3丁目	17,634	11,497	1,831	694	406	3,200
92	旗の台1丁目	11,317	7,515	668	401	160	2,574
93	旗の台2丁目	10,369	6,978	631	391	153	2,217
94	旗の台3丁目	13,075	8,264	934	391	204	3,285
95	旗の台4丁目	20,751	13,580	1,463	724	336	4,649
96	旗の台5丁目	22,969	15,155	1,587	825	369	5,034
97	旗の台6丁目	25,370	16,847	1,494	897	357	5,778
98	中延1丁目	15,889	10,131	1,588	564	345	3,257
99	中延2丁目	23,333	14,569	2,152	731	460	5,424
100	中延3丁目	13,847	8,696	992	402	215	3,546
101	中延4丁目	21,109	13,144	1,588	599	340	5,445

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
102	中延5丁目	17,422	11,168	1,252	558	279	4,168
103	中延6丁目	18,424	11,157	1,806	514	374	4,576
104	西中延1丁目	16,726	10,561	1,482	542	321	3,820
105	西中延2丁目	17,166	11,084	1,087	546	247	4,206
106	西中延3丁目	13,515	8,435	961	379	207	3,537
107	東中延1丁目	12,035	8,045	801	452	190	2,548
108	東中延2丁目	10,424	6,804	711	356	163	2,392
109	戸越1丁目	22,240	14,792	1,503	821	354	4,770
110	戸越2丁目	14,633	9,384	1,051	470	234	3,496
111	戸越3丁目	12,148	7,962	836	424	193	2,735
112	戸越4丁目	12,248	7,918	926	415	208	2,783
113	戸越5丁目	15,110	10,362	1,041	632	255	2,816
114	戸越6丁目	22,562	14,997	1,504	828	355	4,879
115	豊町1丁目	24,461	14,726	2,477	674	510	6,078
116	豊町2丁目	30,108	18,009	3,346	848	685	7,222
117	豊町3丁目	11,097	6,943	990	346	212	2,606
118	豊町4丁目	16,330	10,245	1,305	492	282	4,009
119	豊町5丁目	11,843	7,385	917	342	197	3,006
120	豊町6丁目	22,074	13,539	1,979	627	415	5,520
121	二葉1丁目	14,184	9,197	1,246	513	278	2,948
122	二葉2丁目	8,135	5,227	716	283	158	1,749
123	二葉3丁目	16,580	10,349	1,358	493	291	4,093
124	二葉4丁目	25,749	15,367	2,806	709	573	6,297
125	八潮1丁目	5,992	5,026	69	408	60	424
126	八潮2丁目	4,978	4,235	26	348	45	319
127	八潮3丁目	5,982	5,088	31	418	54	385
128	八潮4丁目	405	345	2	28	4	26
129	八潮5丁目	9,468	7,998	78	654	90	638
130	東八潮	278	237	1	19	3	18

※推計結果の過程での端数調整での単数調整の影響により、棟数の合計が入力数値と一致しない場合がある。

(2) 風水害

■風水害による災害がれき発生量の推計式

風水害時の災害がれき発生量[t]

=① 1棟あたりの災害がれき発生量(全壊) [t/棟] × ② (全壊棟数) [棟]

=① 1棟あたりの災害がれき発生量(床上浸水) [t/棟] × ② (床上浸水世帯数) [世帯]

=① 1棟あたりの災害がれき発生量(床下浸水) [t/棟] × ② (床下浸水世帯数) [世帯]

※災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月)(環境省)を参考に設定

※風水害時の災害がれき発生量の算定方法は、床上・床下浸水それぞれの発生量を推定できるため、環境省の災害廃棄物対策指針(改定版)を採用する。

■風水害による災害がれき発生量の推計値

項目	数量	単位
風水害時の災害がれき発生量	73,590	t
① 1棟または1世帯あたりの災害がれき発生量	※数的根拠①を参照	t
② 被害棟数または世帯数	※数的根拠②を参照	棟 世帯

表 被害区分ごとの災害がれき発生量内訳

災害がれき発生量[t]			
全壊	床上浸水	床下浸水	合計
20,592	46,553	6,445	73,590

【数的根拠】

① 1棟または1世帯あたりの災害がれき発生量:

被害区分		条件		単位	
		種類	浸水深		
a	全壊※	木造 2階建て以下	2m以上	117	t/棟
b	床上浸水	非木造 または 木造	0.5m以上m2未満	4.6	t/世帯
c	床下浸水	2階建て以上	0.5m未満	0.62	t/世帯

※東京都災害復興マニュアル(復興施策編)および災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月)(環境省)を参考に設定

② 被害棟数および世帯数

被害棟数および世帯数			
全壊 [棟]	床上浸水 [世帯]	床下浸水 [世帯]	合計
176	9,048	10,395	19,619

※城南地区河川流域浸水予想区域図(都市型水害対策連絡会(城南地区河川流域))、令和3(2021)年6月町丁別世帯数(品川区ホームページ)、都市計画地理情報システムデータ(東京都)、平成25年住宅・土地統計調査(総務省)から推計

■風水害による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

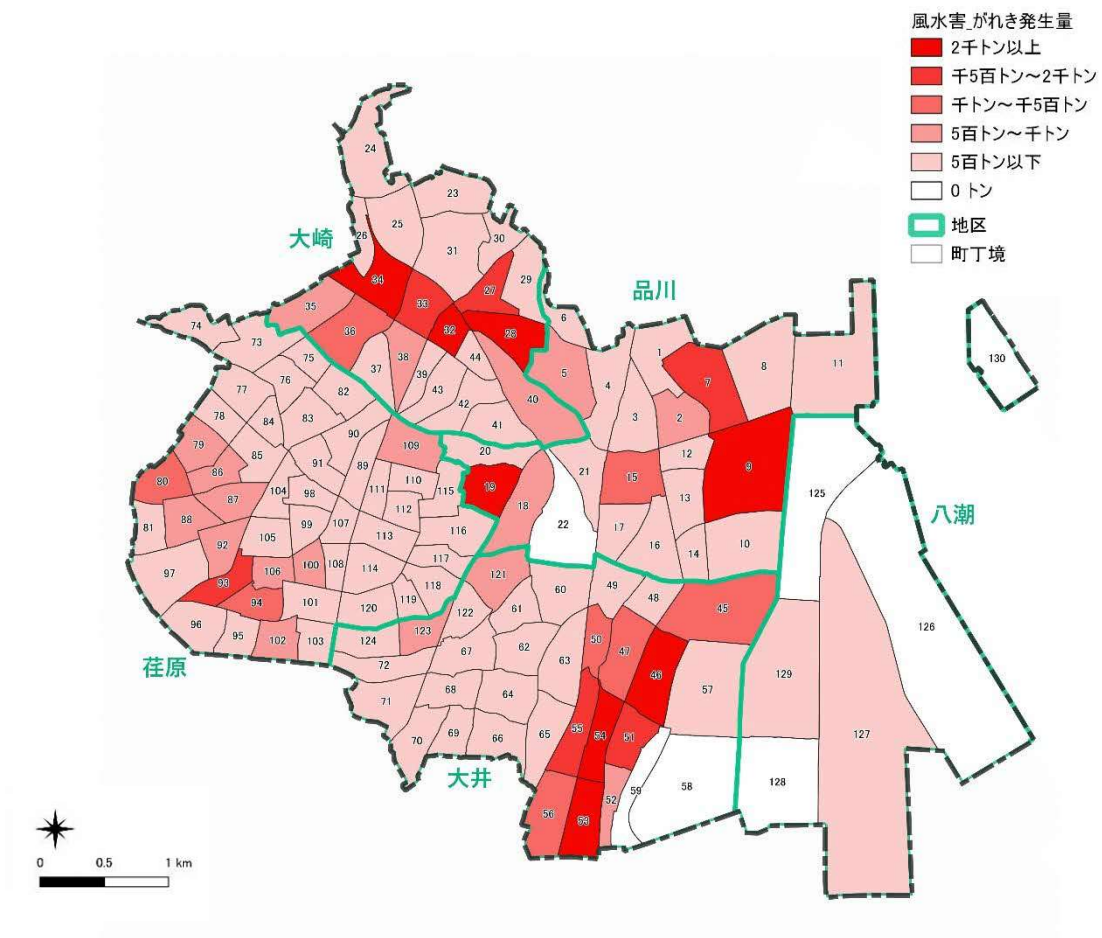


図 風水害による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

表 風水害による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】[単位：トン]

№	町丁目名	災害がれき発生量	№	町丁目名	災害がれき発生量
1	北品川1丁目	341	36	西五反田5丁目	1,126
2	北品川2丁目	912	37	西五反田6丁目	203
3	北品川3丁目	424	38	西五反田7丁目	754
4	北品川4丁目	187	39	西五反田8丁目	178
5	北品川5丁目	1,758	40	大崎1丁目	1,503
6	北品川6丁目	886	41	大崎2丁目	345
7	東品川1丁目	2,436	42	大崎3丁目	1,189
8	東品川2丁目	404	43	大崎4丁目	422
9	東品川3丁目	2,527	44	大崎5丁目	496
10	東品川4丁目	334	45	東大井1丁目	1,069
11	東品川5丁目	531	46	東大井2丁目	2,760
12	南品川1丁目	2,011	47	東大井3丁目	1,443
13	南品川2丁目	1,571	48	東大井4丁目	339
14	南品川3丁目	470	49	東大井5丁目	27
15	南品川4丁目	1,606	50	東大井6丁目	1,036
16	南品川5丁目	436	51	南大井1丁目	1,880
17	南品川6丁目	223	52	南大井2丁目	702
18	西品川1丁目	1,195	53	南大井3丁目	2,925
19	西品川2丁目	10,860	54	南大井4丁目	2,237
20	西品川3丁目	69	55	南大井5丁目	1,517
21	広町1丁目	666	56	南大井6丁目	1,159
22	広町2丁目	73	57	勝島1丁目	169
23	上大崎1丁目	148	58	勝島2丁目	0
24	上大崎2丁目	305	59	勝島3丁目	0
25	上大崎3丁目	619	60	大井1丁目	24
26	上大崎4丁目	136	61	大井2丁目	221
27	東五反田1丁目	1,983	62	大井3丁目	37
28	東五反田2丁目	2,802	63	大井4丁目	35
29	東五反田3丁目	610	64	大井5丁目	78
30	東五反田4丁目	506	65	大井6丁目	40
31	東五反田5丁目	189	66	大井7丁目	303
32	西五反田1丁目	2,345	67	西大井1丁目	112
33	西五反田2丁目	1,931	68	西大井2丁目	99
34	西五反田3丁目	3,578	69	西大井3丁目	51
35	西五反田4丁目	675	70	西大井4丁目	158

No	町丁目名	災害がれき発生量	No	町丁目名	災害がれき発生量
71	西大井 5 丁目	173	101	中延 4 丁目	20
72	西大井 6 丁目	71	102	中延 5 丁目	644
73	小山台 1 丁目	147	103	中延 6 丁目	73
74	小山台 2 丁目	9	104	西中延 1 丁目	68
75	小山 1 丁目	443	105	西中延 2 丁目	15
76	小山 2 丁目	161	106	西中延 3 丁目	527
77	小山 3 丁目	120	107	東中延 1 丁目	54
78	小山 4 丁目	93	108	東中延 2 丁目	45
79	小山 5 丁目	740	109	戸越 1 丁目	660
80	小山 6 丁目	1,158	110	戸越 2 丁目	307
81	小山 7 丁目	92	111	戸越 3 丁目	164
82	荏原 1 丁目	29	112	戸越 4 丁目	42
83	荏原 2 丁目	7	113	戸越 5 丁目	52
84	荏原 3 丁目	59	114	戸越 6 丁目	103
85	荏原 4 丁目	54	115	豊町 1 丁目	239
86	荏原 5 丁目	776	116	豊町 2 丁目	103
87	荏原 6 丁目	798	117	豊町 3 丁目	24
88	荏原 7 丁目	729	118	豊町 4 丁目	106
89	平塚 1 丁目	346	119	豊町 5 丁目	81
90	平塚 2 丁目	395	120	豊町 6 丁目	9
91	平塚 3 丁目	118	121	二葉 1 丁目	764
92	旗の台 1 丁目	507	122	二葉 2 丁目	311
93	旗の台 2 丁目	1,610	123	二葉 3 丁目	849
94	旗の台 3 丁目	1,398	124	二葉 4 丁目	202
95	旗の台 4 丁目	245	125	八潮 1 丁目	0
96	旗の台 5 丁目	132	126	八潮 2 丁目	0
97	旗の台 6 丁目	26	127	八潮 3 丁目	31
98	中延 1 丁目	101	128	八潮 4 丁目	0
99	中延 2 丁目	225	129	八潮 5 丁目	301
100	中延 3 丁目	777	130	東八潮	0

2. ごみ発生量

(1) 片づけごみ

■片づけごみ（粗大ごみ）発生量の推計式

片づけごみ（粗大ごみ）発生量

$$= \text{①平常時の粗大ごみ発生量} [t / \text{年}] \times \text{②増加率} [\%]$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■片づけごみ（粗大ごみ）発生量の推計値

項目	数量	単位
片づけごみ（粗大ごみ）発生量	7,736	t / 年
①平常時の粗大ごみ発生量	4,482	t / 年
②増加率	172.6	%

【数的根拠】

①平常時の粗大ごみ発生量：4,482 t / 年

1年あたりの粗大ごみ収集量（令和2（2020）年度）：4,482 t / 年

※区が収集する年間粗大ごみ量

②神戸市における阪神淡路大震災時の不燃系ごみの発生状況：172.6%

表 神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況[t]

区分	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～ 12月	合計
燃える ごみ	H6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系 ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

出典：神戸市地域防災計画

(2) 生活ごみ

ア. 被災した住民の排出する生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）

■生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）の推計式

生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）
＝①人口（人）×（②発生原単位[g /人・日]+③ごみ量増加実績[g /人・日]）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）の推計値

項 目	数 量	単 位
生活ごみ発生量 （燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）	277,666,518	g /日
（単位変換）	約 278	t /日
（年換算）	約 101,348	t /年
①人口	404,798	人
②発生原単位	663	g /人・日
③ごみ量増加実績	23	g /人・日

【数的根拠】

①品川区の総人口（令和3（2021）年10月1日）：404,798人

出典：品川区ホームページ

②区民一人1日当たりの燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみの発生原単位

（A+B+C）：663 g /人・日

A.区民一人1日当たりのごみ排出量（燃やすごみ）（令和2（2020）年度）：472 g /人・日

※区が収集する年間ごみ量（燃やすごみ）÷人口÷365日により推定。

B.区民一人1日当たりの資源回収量（令和2（2020）年度）：172 g /人・日

※区が収集する年間資源量÷人口÷365日により推定。

C.区民一人1日当たりのごみ排出量（燃やすごみ）（令和2（2020）年度）：19 g /人・日

※区が収集する年間ごみ量（陶器・ガラス・金属ごみ）（令和2（2020）年度）÷人口÷365日により推定。

③東日本大震災前後における岩手県・宮城県内被災市町村におけるごみ量増加実績分：

平均 23 g /人・日

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

イ. 避難施設で排出される生活ごみ

■ 避難施設で排出される生活ごみの推計式

避難施設で排出される生活ごみ発生量

$$= \text{①避難者数[人]} \times (\text{②発生原単位[g/人・日]} + \text{③ごみ量増加実績[g/人・日]})$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■ 避難施設で排出される生活ごみの推計値

項 目	数 量	単 位
避難施設で排出される生活ごみ	82,265,972	g / 日
（単位変換）	約 82	t / 日
①避難者数	119,932	人
②発生原単位	663	g / 人・日
③ごみ量増加実績	23	g / 人・日

【数的根拠】

①東京都北部地震（M7.3）（冬 18 時・風速 8 m/s）を想定した避難生活者数：119,932 人

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

②③：「(1)生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）」と同一

3. し尿発生量

■し尿発生量の推計式

$$\begin{aligned}
 & \text{し尿発生量} \\
 & = \text{災害時におけるし尿収集必要人数[人]} \times \text{一人1日平均排出量[L/人・日]} \\
 & = (\text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化区域し尿収集人口}) \text{ [人]} \\
 & \qquad \qquad \qquad \times \text{一人1日平均排出量[L/人・日]} \\
 & = (\text{①避難者数} + \text{②断水による仮設トイレ必要人数} \\
 & \quad + \text{③非水洗化区域し尿収集人口}) \text{ [人]} \times \text{④一人1日平均排出量[L/人・日]}
 \end{aligned}$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■し尿発生量の推計値

項目	数量	単位
し尿発生量	315,751	L/日
(単位変換)	約 32	万 L/日
仮設トイレ必要人数 (①+②)	185,736	人
①避難者数	119,932	人
②断水による仮設トイレ必要人数	65,804	人
③非水洗化区域し尿収集人口	0	人
④一人1日平均排出量	1.7	L/人・日

【数的根拠】

①東京都北部地震（M7.3）（冬 18 時・風速 8 m/s）を想定した避難者数：119,932 人

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24（2012）年東京都防災会議）

②断水による仮設トイレ必要人数

$$\begin{aligned}
 & = \{A.水洗化人口 - B.避難者数 \times (A.水洗化人口 / \text{総人口})\} \times C.上水道支障率 \times D.1/2 \\
 & = \{404,798 \text{ 人} - 119,932 \text{ 人} \times (404,798 \text{ 人} / 404,798 \text{ 人})\} \times 46.2\% \times 1/2 \\
 & = \underline{65,804 \text{ 人}}
 \end{aligned}$$

A.水洗化人口（平常時に水洗トイレを使用する人口）：404,798 人

※水洗化人口率がほぼ 100%に近いため、水洗化人口を品川区の総人口（令和 3（2021）年 10 月 1 日）とする。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果【水洗化人口等（平成 29（2017）年度実績）】（環境省）

B.避難者数：①と同一

C.上水道支障率（地震による上水道の被害率）：46.2%

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

D.断水により仮設トイレを利用する人口は、上水道が支障する世帯のうち約 1/2の人口と仮定。

③非水洗化区域し尿収集人口：0 人

※水洗化人口率がほぼ 100%に近いため、非水洗化区域し尿収集人口は考慮しない。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果【水洗化人口等（平成 29（2017）年度実績）】（環境省）

④1 人 1 日平均排出量：1.7 L/人・日

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

資料 4. 一次仮置場必要面積の整理

1. 一次仮置場必要面積

■一次仮置場必要面積の推計式

一次仮置場など必要面積 [m²]

$$= \text{①災害がれき体積}[\text{m}^3] \div \text{②積み上げ高さ}[\text{m}] + \text{③作業スペース面積}[\text{m}^2]$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■一次仮置場必要面積の推計値

項 目	数 量	単 位
一次仮置場必要面積	101.4	万 m ²
①災害がれき体積	253.5	万 m ³
②積み上げ高さ	5	m
③作業スペース面積	50.7	万 m ²

【数的根拠】

①災害がれき体積：「資料 3 1 災害がれき発生量 (1)地震」で推計

②積み上げ高さ：積み上げ高さは 5m 以下とする。

③作業スペース面積：作業スペースの割合を 100% とした場合の推計値（①÷②）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■一次仮置場必要面積 [＜参考 一次仮置場必要面積【種類別】の推計＞](#)

表 一次仮置場必要面積【種類別】[単位：万m²]

一次仮置場必要面積【種類別】						作業 スペース 面積	合計
コンクリート系 混合物 (コンクリートがら)	木質系 混合物 (木くず)	金属系 混合物 (金属くず)	可燃系 混合物	不燃系 混合物	小計		
12.6	5.2	1.36	0.68	7.36	27.2	27.2	54.4

※ 「①災害がれき体積」と「⑤単位容積重量【種類別】」を参考に推計

※ 「一次仮置場必要面積【種類別】」の推計方法は、「一次仮置場必要面積」の推計方法と異なるため、推計結果は一致しない。運搬などの検討のための参考値として推計したものである。

【数的根拠】

⑤単位容積重量【種類別】

	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系 混合物	不燃系 混合物
単位容積重量 (t / m ³)	1.48	0.55	1.13	1	1
積み上げ高さ (m)	5	5	5	5	5
作業スペース割合	100%				

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

2. 一次仮置場必要面積【月別推移】

阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、災害がれきを集積する一次仮置場の必要面積の推移を推計した場合、最大必要面積は **13.6 万㎡**となる。（処理期間を3年と仮定）。

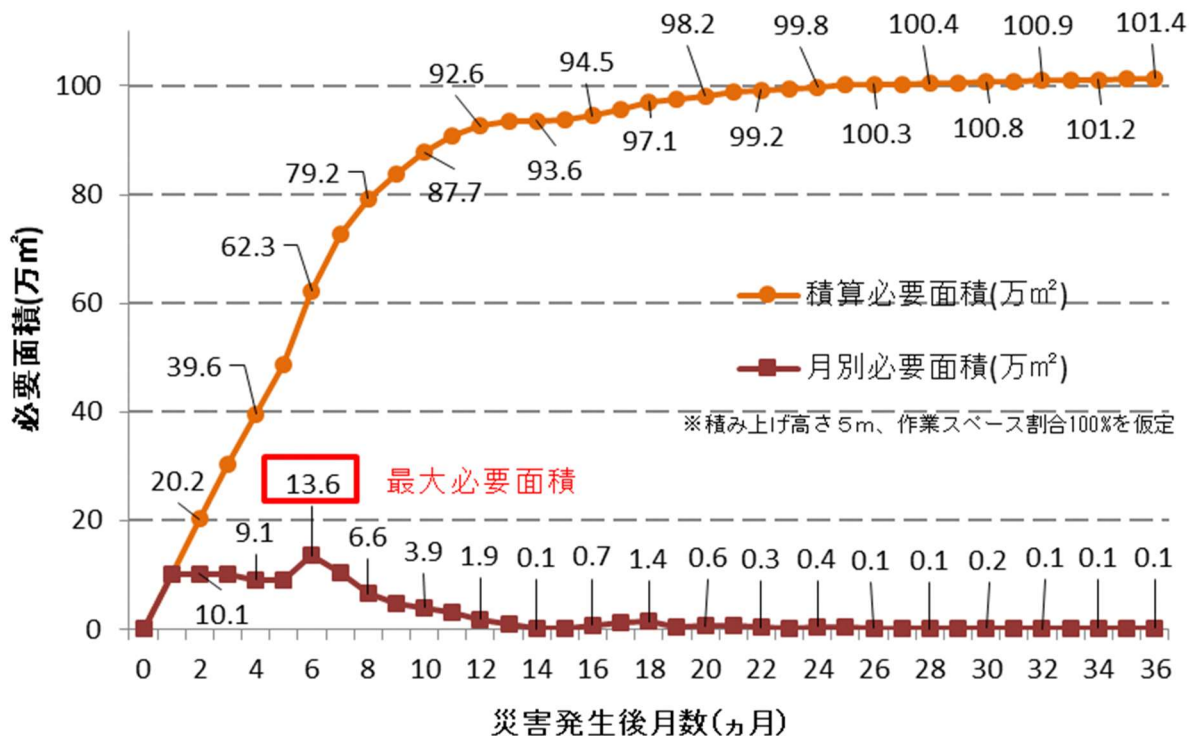


図 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

表 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

		災害発生後月数(ヵ月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	10.1	20.2	30.5	39.6	48.7	62.3	72.6	79.2	83.8	87.7	90.7	92.6
	月別	10.1	10.1	10.2	9.1	9.1	13.6	10.4	6.6	4.6	3.9	3.0	1.9

		災害発生後月数(ヵ月)											
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	93.5	93.6	93.8	94.5	95.7	97.1	97.6	98.2	98.9	99.2	99.4	99.8
	月別	0.9	0.1	0.2	0.7	1.2	1.4	0.5	0.6	0.7	0.3	0.2	0.4

		災害発生後月数(ヵ月)											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	100.1	100.3	100.3	100.4	100.6	100.8	100.9	100.9	101.0	101.2	101.3	101.4
	月別	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

表 阪神淡路大震災時の解体棟数（単位：千棟）

	平成7年												平成8年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
解体棟数	17.5	17.6	15.0	23.5	11.3	7.2	5.2	1.6	0.0	1.2	2.5	0.9	1.1	0.4	0.7	0.2	0.1	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	
解体済棟数	17.5	35.1	50.1	73.6	84.9	92.1	97.3	98.9	98.9	100.1	102.6	103.5	104.6	105.0	105.7	105.9	106.0	106.4	106.6	106.7	106.9	107.1	
解体比率	16.3	32.8	46.8	68.7	79.3	86.0	90.8	92.3	92.3	93.5	95.8	96.6	97.7	98.0	98.7	98.9	99.0	99.3	99.5	99.6	99.8	100.0	

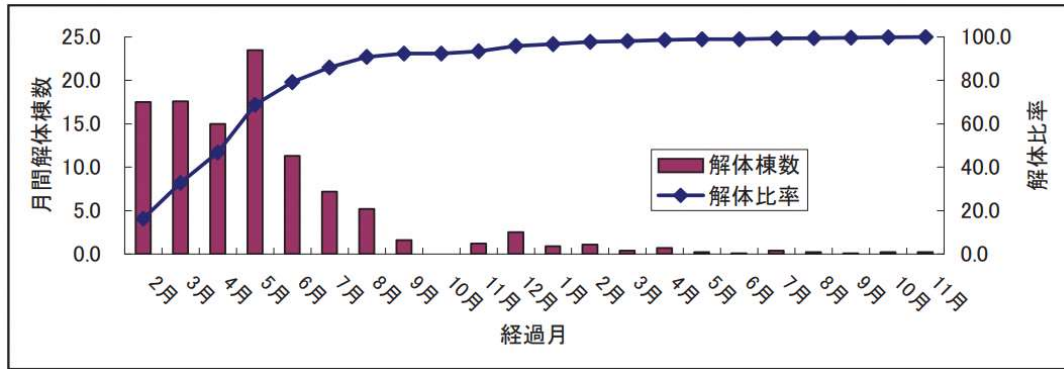


図 阪神淡路大震災時の解体比率

出典：大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き（平成12年）（厚生省）

資料5.仮置場などのレイアウト（例）

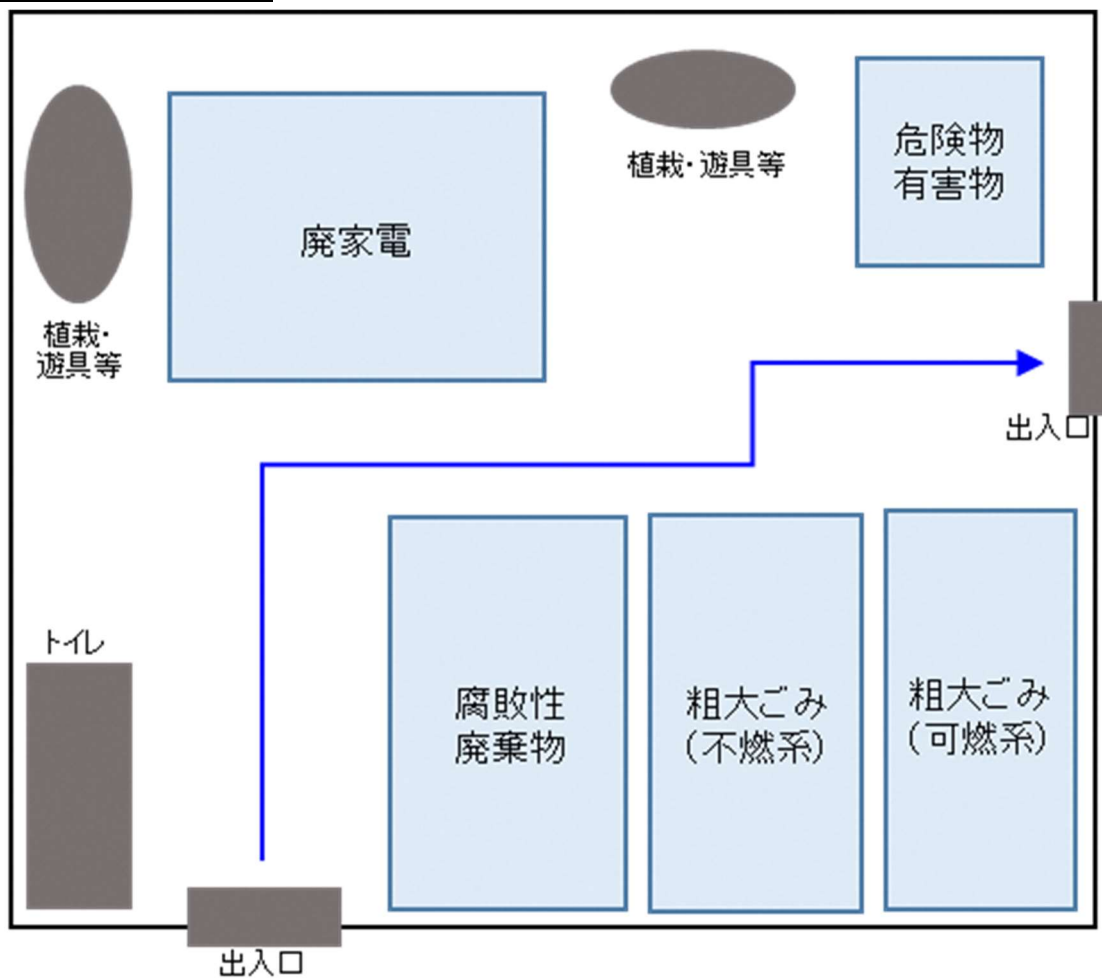
1. 地区仮置場のレイアウト（例）

(1) 地区仮置場の基本的なレイアウト（例）

■設置条件など

- ・被災者が自ら片づけごみなどを排出することを踏まえ、住居地域などを中心に設置
- ・確保のしやすさを考慮し、面積の目安は～10,000㎡程度とするが、地区ごとに災害廃棄物発生量や公園数・面積が異なる事を踏まえて、設置条件を検討する。

■分別・レイアウト



- ・粗大ごみ（可燃系）、粗大ごみ（不燃系）、腐敗性廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本
- ・廃家電のスペースも確保

(2) 地区仮置場と応急仮置場を併設する場合のレイアウト (例)

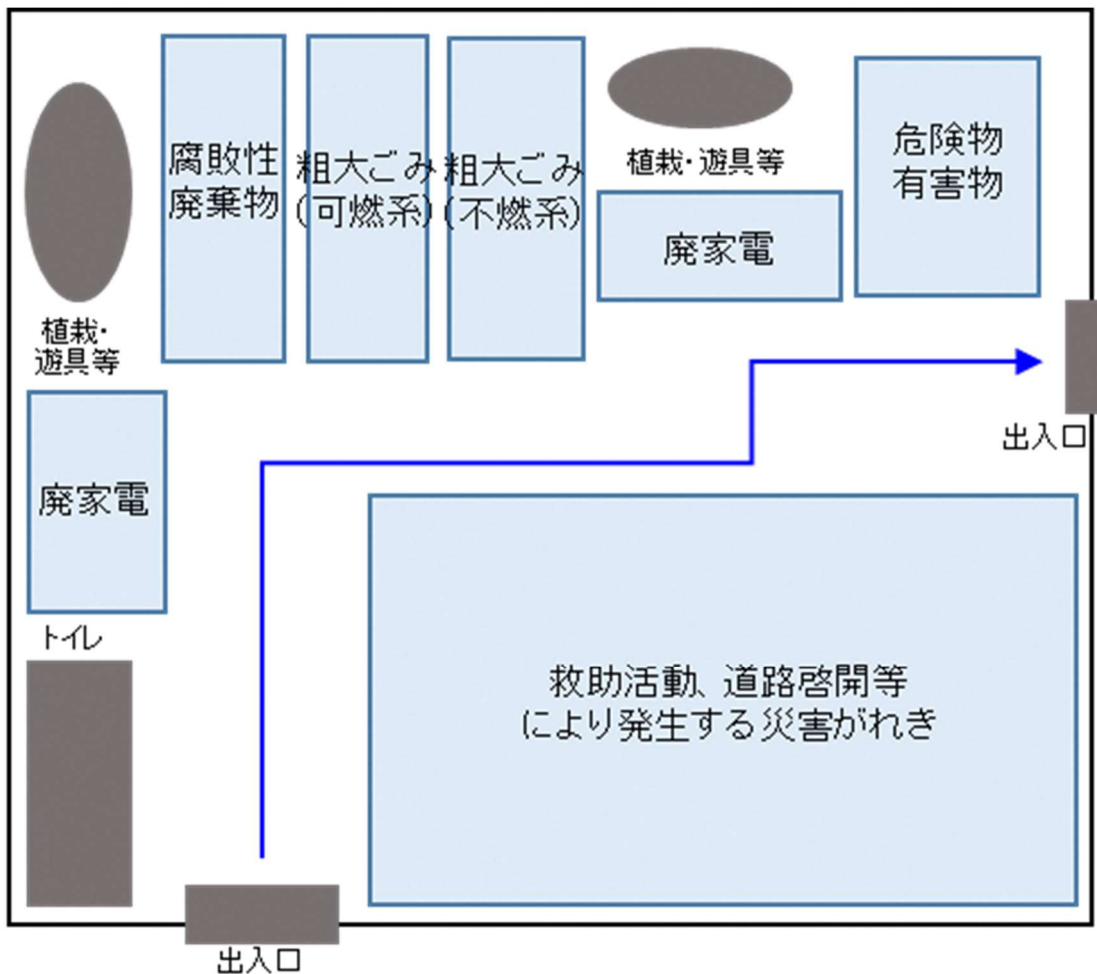
■設置条件など

- ・救助、救出活動への影響を考慮し、(1) の設置条件に加えて以下の応急仮置場の設置条件に当てはまる公園

(応急仮置場の設置条件)

- ⇒特定緊急輸送道路および緊急輸送道路付近の公園
- ⇒建物倒壊や火災などの地域危険度が高い地域

■分別・レイアウト



- ・粗大ごみ（可燃系）、粗大ごみ（不燃系）、腐敗性廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本
- ・廃家電のスペースも確保
- ・救助活動、道路啓開などにより発生する災害がれきのスペースも確保

(3) 地区仮置場の準備・運営方法（例）

■準備事項

- ・使用方法、分別ルールなどの設置（管理者がいないことを想定）
- ・分別基準に沿った災害廃棄物の搬入、保管ができるような場内整備
- ・災害廃棄物の飛散防止対策の実施
- ・土壌汚染防止対策の実施
- ・閉鎖時における現状復帰 など

■運営事項（現場管理関係）

- ・搬入車両の管理・災害廃棄物の記録、貴重品
- ・思い出の品などの管理
- ・火災防止対策及び不法投棄防止対策の実施
- ・環境モニタリングの実施
- ・搬入災害廃棄物量、管理状況など報告 など

■運営事項（災害廃棄物処理関係）

- ・一次仮置場への搬入を考慮した災害廃棄物の分別
- ・災害廃棄物の運搬・液状化などにより発生した土砂の運搬 など

■留意点

- ・遊具や樹木などの設置状況を踏まえると、仮置き可能な面積が限られるため、仮置き可能な廃棄物の優先度や、排出可能な廃棄物を限定することを検討する必要がある。
- ・廃棄物を配置することも踏まえると、公園内への車両の乗り入れ通路を確保することが困難である。廃棄物を搬出入する最低限の動線を確保する必要がある。

2. 一次仮置場のレイアウト（例）

(1) 一次仮置場の基本的なレイアウト（例）

■設置条件など

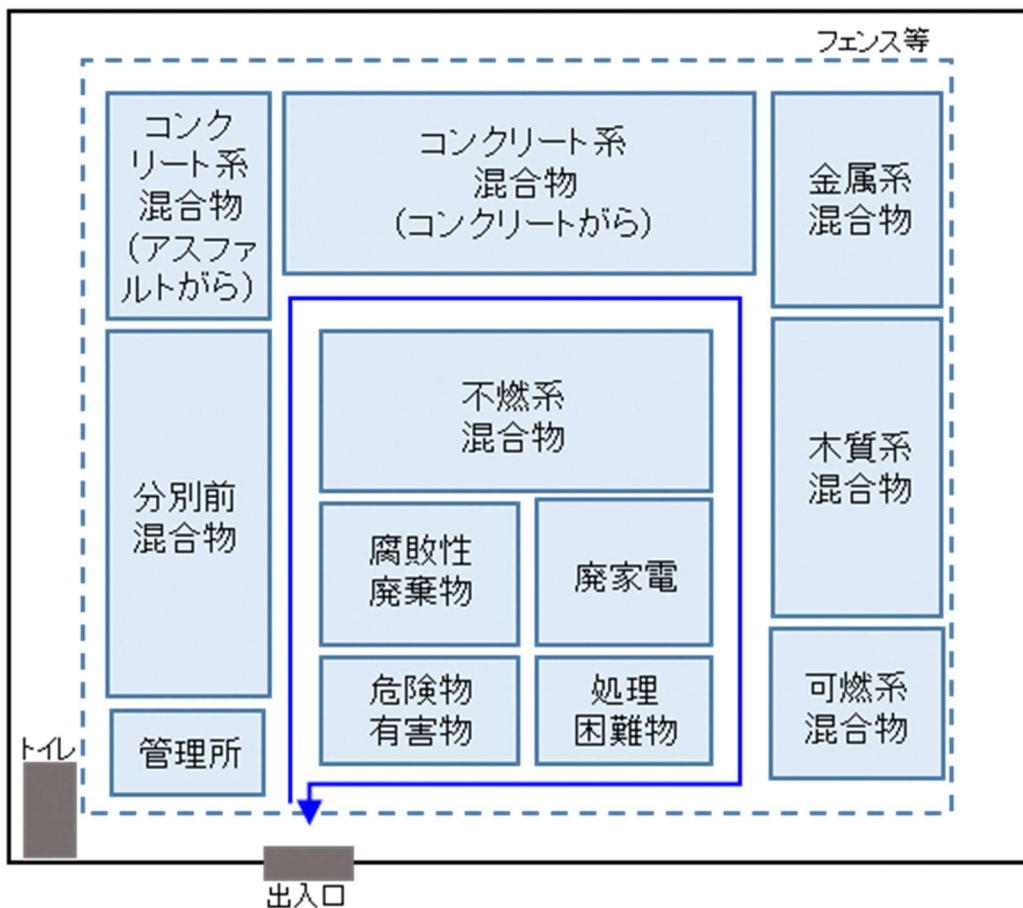
・災害廃棄物の集約や、収集した災害廃棄物の分別作業を考慮し、面積の目安は10,000～100,000 m²程度とするが、地区ごとに災害廃棄物発生量や公園数・面積が異なる事を踏まえて、設置条件を検討する。

※100,000 m²以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性あり。

・地区仮置場や応急仮置場からの搬入や二次仮置場などへの搬出を考慮し、接道条件や敷地内進入路などのアクセス性がよい公園を中心に設置。

・運搬や作業に伴う騒音及び振動などの生活環境への影響に配慮し、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況に留意して設置。

■分別・レイアウト



・23区共通の分別基準

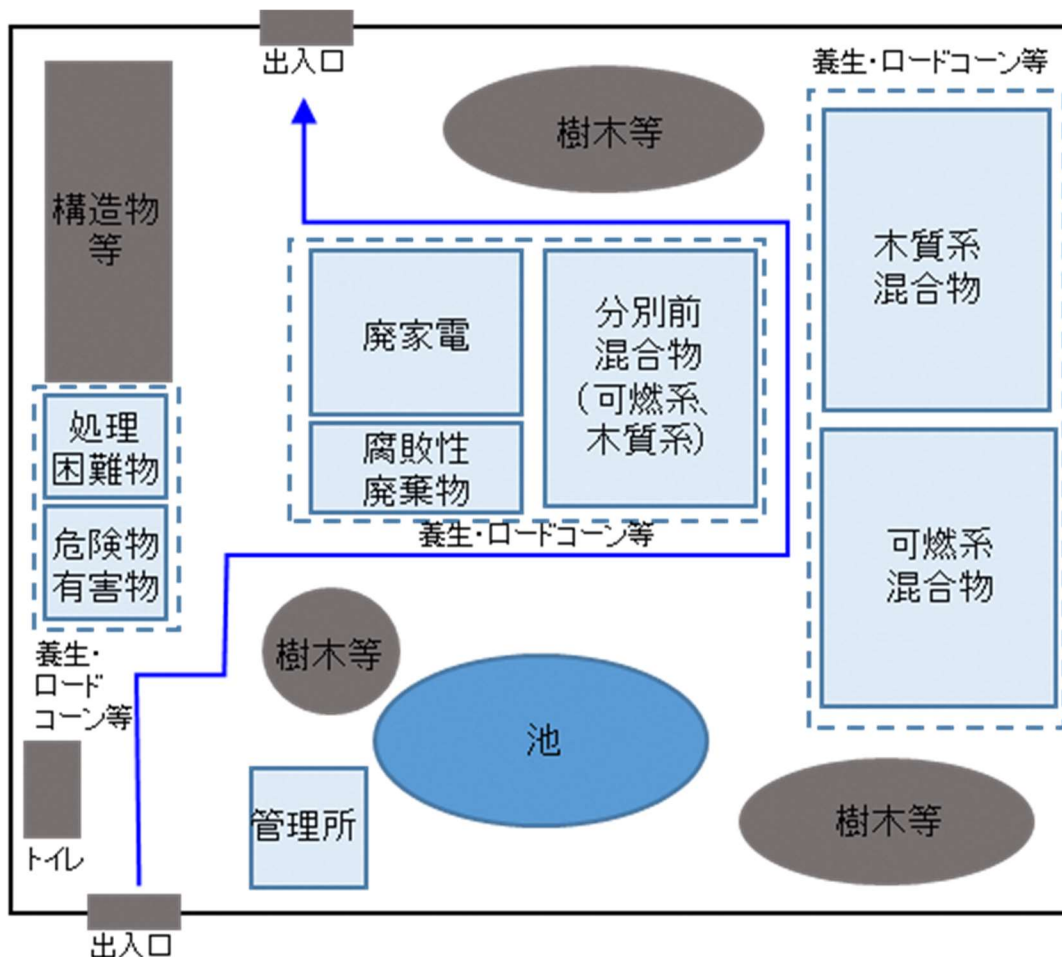
- ①可燃系混合物
- ②木質系混合物
- ③不燃系混合物
- ④金属系混合物
- ⑤コンクリート系混合物（コンクリートがら、アスファルトがらは別）
- ⑥廃家電、⑦危険物、有害物（種類ごと分別）
- ⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

(2) 十分な面積を確保できない場合のレイアウト (例)

■設置条件など

- ・(1) の設置条件のほか、樹木、池や構造物により仮置きに十分な面積を確保できない場合に設置

■分別・レイアウト



- ①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場 A は可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場 B は不燃性混合物と金属性混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。
- ②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

(3) 一次仮置場の準備・運営方法（例）

■準備事項

- ・場内にある、災害廃棄物処理の支障となる工作物などの撤去
- ・分別基準に沿った災害廃棄物の搬入、保管ができるような場内整備
- ・現場事務所の整備
- ・災害廃棄物の計量用の台貫設置
- ・災害廃棄物の飛散防止対策の実施
- ・土壌汚染防止対策の実施
- ・一次仮置場閉鎖時における現状復帰 など

■運営事項（現場管理関係）

- ・搬入車両の受付、誘導
- ・災害廃棄物の計量と記録、貴重品・思い出の品などの管理
- ・火災防止対策及び不法投棄防止対策の実施
- ・環境モニタリングの実施
- ・搬入車両台数、搬入災害廃棄物量、一次仮置場の管理状況報告 など

■運営事項（災害廃棄物処理関係）


- ・23区共通分別基準に沿った災害廃棄物の分別、保管・処理施設などの受入基準に合致させるために必要な範囲で災害廃棄物の切断などの処理
- ・災害廃棄物の運搬
- ・液状化などにより発生した土砂の運搬 など

■留意点

- ・出入口の柵や扉を開けるためには鍵が必要な場合がある。
- ・入り口は高さ制限がある場合がある。
- ・周辺道路の幅員が狭く、場所によっては大型車両の通行が困難な場合がある。
（2トン車両は通行できるが、4トン車両は難しいなど）
- ・周囲に一方通行の道路があり、平時の規制状況では搬入が困難な場合がある。

資料6. 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設 災害復旧費補助金の概要

1. 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p> 災害等の発生 〇災害廃棄物の発生 〇漏れごみ被害の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 </p> <p> 災害等廃棄物の収集 〇被災廃棄物の発生 〇漏れごみ被害の発生 〇家庭便所への汚水流入 〇避難所・仮設トイレのし尿 </p> <p> 補助対象範囲 仮置場 → 前処理(切離・解体等) → 可燃物処理(焼却施設等) 分別処理 → 不燃物処理(最終処分場等) 家電等リサイクル → リサイクル(リサイクル工場等) し尿処理(し尿処理施設) </p> <p> ※家庭便所への汚水流入による場合は、維持分として便所容量の1/2を補助対象から除外。 </p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等
補助率	1/2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

出典：災害廃棄物対策情報サイト「国の補助スキームについて（補助金）」（環境省）

2. 廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 ① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの ② 事務所、倉庫、公舎等の施設 ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの ④ 維持工事とみられるもの ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑦ 基だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。 ⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。 ⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。 ⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの 又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。 ⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設 ・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	浄化槽 （市町村整備推進事業） ・市町村 40万円	産業廃棄物処理施設 ・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	広域廃棄物埋立処分場 ・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	PCB廃棄物処理施設 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1/2				

出典：災害廃棄物対策情報サイト「国の補助スキームについて（補助金）」（環境省）